

野田市個人情報保護条例に関する事例集

目次

個人情報を取り扱う事務の登録簿に関する事例

- 1 外部提供について、公益上特に必要があると認められない事例
・野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿の提供（条例第9条第1項第5号関係） 1

個人情報の本人開示請求に関する事例

- 1 本人開示請求者の住民票又は戸籍謄抄本を申請した第三者の情報の開示・不開示（条例第17条第4号関係） 4

個人情報を取り扱う事務の登録簿に関する事例

1 外部提供について、公益上特に必要があると認められない事例

・野田警察署からの依頼に基づき高齢者名簿の提供

(条例第 9 条第 1 項第 5 号関係)

野田警察署からの依頼に基づき 1 月 1 日現在の野田市内の 65 歳以上の者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号が記載された高齢者名簿を提供するものであるが、当初は、野田市情報公開・個人情報保護審査会においても公益上特に必要があると認められていた。しかし、野田警察署へ的高齢者名簿の提供に反対する市民の方から提供の停止を求める不服申立てがなされ、同審査会において審議された結果、公益上特に必要があると認められないと判断が改められた。市は、この答申を受け、本事務を廃止した。

この事例については、新たな事務の検討に当たり留意すること。

・市が公益上特に必要があると認めた理由

高齢者名簿は、野田警察署において推進している市内に居住する高齢者の犯罪等に対する抵抗力強化を目的とした高齢者の安全・安心総合対策を効果的かつ効率的に推進するために利用されるもので、効果的に高齢者世帯を訪問していただくことは、高齢者の安全と安心を脅かす振り込め詐欺等の犯罪や交通事故に対する抵抗力を強化し、独居高齢者等の見守り強化にもつながる。さらに、振り込め詐欺については、高齢者の場合、自分はだまされないと思っても被害者となってしまう例も多く見受けられ、高齢者を犯罪等から確実に守れる方法がない中では、警察官による高齢者世帯への巡回連絡が有効な方法の一つであることから、一人でも多くの高齢者の方に注意を促す必要がある。このため、本人の同意を得ることよりも、本人の安全を守ることを優先すべきである。また、上記の方法により高齢者の安全の確保を効果的かつ効率的に行うためには、高齢者名簿が必要である。このことにより犯罪への抵抗力の強い野田市につながっていくものであるから、本件事務には合理的な理由があり、公益上特に必要があるものに該当すると考える。

・野田市情報公開・個人情報保護審査会の判断の理由

本件高齢者名簿は、野田警察署から『特に年々増加する高齢者が標的となる振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策は、高齢者の安全と安心を確保する上で早急な対策が求められ、当署では、市内に居住する高齢者の犯罪等に対する抵抗力強化を目的とした高齢者の安全・安心総合対策を推進しており、この対策を実施する上で、警察官による高齢者世帯への巡回連絡の際、効果的かつ効率的に防犯指導等を推進するため』との理由により提供を求められ、実施機関が野田市個人情報保護条例の規定に基づき当審査会の意見を聴いた上で提供したものであり、警察官による高齢者世帯への巡回連絡を効果的かつ効率的に実施し、年々増加する高齢者が標的となる振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策に資するための本件高齢者名簿提供事務については、公益上必要があると認められる。

しかしながら、振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策については、実際に発生した事例の広報活動による注意喚起などの方法もあり、本件高齢者名簿の提供以外に有効な方法がないとは認められない。このため、有効性と個人情報の保護の双方の必要性を考慮すると、本件高齢者名簿提供事務には、個人情報の保護よりも優先させるべき必要性が高いとまでは認められない。

よって、条例第9条第1項第5号に規定する公益上特に必要があると認められるときに該当するとは認められない。

・経過

平成24年1月23日 野田警察署から高齢者名簿の提供依頼

平成24年2月6日 野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿提供事務に条例第9条第1項第5号の公益上特に必要があると認めるときを適用することについて、野田市情報公開・個人情報保護審査会の承認

平成24年～27年 毎年、野田警察署からの依頼に基づき高齢者名簿を提供し、野田市情報公開・個人情報保護審査会へ報告

平成27年6月16日～9月18日 52件の利用停止請求（これに対しては、利用不停止を決定）

平成27年9月7日～10月23日 利用不停止決定に対する13件

の異議申立て

平成27年10月30日 13件の異議申立てについて、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問

平成28年6月22日 野田市情報公開・個人情報保護審査会の答申
『条例第9条第1項第5号に規定する公益上特に必要があると認められるときに該当するとは認められない』

平成28年6月30日 本件事務の廃止を決定

個人情報の本人開示請求に関する事例

1 本人開示請求者の住民票又は戸籍謄抄本を申請した第三者の情報の開示・不開示（条例第17条第4号関係）

・対象となる文書

本人開示請求者に係る住民票及び戸籍謄抄本の申請書
（第三者から市に提出されたもの）

・結論

住民票又は戸籍謄抄本の申請者の住所、氏名及び使いみちは、開示
住民票又は戸籍謄抄本の申請者の電話番号及び印影は、不開示
（住民票又は戸籍謄抄本の申請者が個人であっても法人であっても同様）

・理由

住民票又は戸籍謄抄本の申請者自体は、本人開示請求者の本人の自己情報に該当するものであるが、住民票又は戸籍謄抄本の申請者が第三者である個人である場合には、申請書には、当該第三者の個人情報も含まれているものである。

そうすると、本人開示請求者（以下「本人」という。）に対し、住民票又は戸籍謄抄本の申請者（以下「申請者」という。）の情報を開示することにより、申請者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかである。

本件のような問題の場合は、第三者が本人の個人情報を取得できる利益と、本人が自己の個人情報を取得した第三者を知ることができる権利について、どちらの個人情報の権利が優先するかの比較衡量で決するしかない。

審議会としては、本人が自己の個人情報を取得した第三者を知ることができることが、条例に基づく自己情報コントロール権にとって極めて重要であり、申請者の住所及び氏名は本人に開示されるべきであると判断する。

そのことが、申請者は本人の個人情報を取得できるのに、本人はその申請者が誰であるか知ることができないのは、不公平であるという素朴な疑問に答えることになる。

すなわち、本人に申請者の氏名及び住所を開示することは、申請者の正当な権利利益を侵害するものではないと判断する。

申請者は、必要があるから申請するのであり、また、不当な目的のために申請することは認められていないことからすると、そのように解することにより、将来第三者が申請自体を差し控えるというような事態が起こるとは考えにくい。なお、以上は申請者が個人の場合のことであるが、申請者が法人の場合には、同じことにより強い理由で言えるものである。

次に、住民票又は戸籍謄抄本の申請書に記載された申請の理由についてであるが、確かに申請者にとって保護利益が小さくないとも言えるが、一方で、申請者は不当な目的をもって申請することはできないのであるから、申請の理由についても本人が開示を求めることができると思うことが、本人の自己情報コントロール権の内実を深めることができるものと判断する。

なお、申請者が個人の場合の自宅の電話番号及び私印の印影は申請者の固有の個人情報であり、申請者を特定させるのに必要な情報には当たらない。このことは、申請者が法人であっても同じである。

野田市個人情報保護審議会の平成16年7月20日付け答申から

野田市個人情報保護審議会は、野田市情報公開・個人情報保護審査会を平成23年4月1日に設置した際に廃止